

11 月定例月議会における議案に対する意見募集

No.5 シングルマザー等のための家計相談事業業務委託費（債務負担行為）

長引くコロナ禍は、特に女性の雇用・就業面に多大な影響を及ぼし、とりわけ非正規雇用の脆弱性を顕在化させました。このような中、シングルマザーの方は非正規労働者も多く、家計が厳しい状況にある家庭も少なくありません。シングルマザーや離婚を考えている子育て中の女性にとって、経済的な不安は非常に大きいため、日々の生活費や教育費など家計に関する様々な悩みについて、相談対応を行うことで支援につなげようとするものです。

今回の事業に対するご意見を募集します。

1. 内容

シングルマザーまたは離婚を考えている子育て中の女性が、家計に関する様々な悩みについて、女性のファイナンシャルプランナーに相談できる窓口を設置する。

(1) 主な相談内容

シングルマザーの生活設計や、子どもの教育資金の相談等

(2) 相談窓口設置場所及び相談回数

四日市市男女共同参画センター：月1日程度

出張相談会：年2日程度

(3) 実施期間

令和6年4月～令和7年3月

(4) 相談時間

一人60分程度

(5) 相談料金

無料

2. 債務負担行為（追加）

限度額 800千円

期間 令和5年度から令和6年度まで